

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会  
レジ袋有料化検討ワーキンググループ、  
中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会合同会議（第3回）

議事要旨

日時：令和元年11月1日（金曜日）15時00分～16時30分

場所：経済産業省本館 地下2階 講堂

出席者

委員

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会レジ袋有料化検討ワーキンググループ

中村委員長、池田委員、石川委員、斉藤委員、杉山委員、福長委員、馬場委員、石井様（湊元委員代理）

中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会

酒井委員長、大熊委員、大塚委員、崎田委員、須河委員、高村委員、吉岡委員

主な議題

1. プラスチック製買物袋の有料化のあり方について
2. その他

委員等からの主な意見

■有料化の対象となる買物袋について

- プラスチック製買物袋の有料化義務化の目的は、ワンウェイのプラスチック製買物袋に価値付けを行い、国民のライフスタイルの変革を狙うものと理解。プラスチックの有用性を評価したうえで、よりスマートにプラスチックと付き合っていく、国民参加型の挑戦であると認識。単にプラスチック製買物袋に料金を払う習慣をつけるということでは無く、すべての国民が改めて3Rに取り組み、資源を持続可能に使っていくことの重要性を伝え、理解してもらうことが必要。
- あらゆるプラスチック製買物袋を有料化の対象にする基本原則を示すことは国民・市民にとって分かりやすく、非常に良い。
- 先行して実施する自治体等の取組と齟齬が生じないように周知等を含め、配慮いただきたい。
- バイオマスプラスチックの配合率が施行当初は25%以上のものを省令に基づく有料

化の対象としないことは、グリーン購入法を考えると現状に即した数値。今後の含有率の向上に期待したい。

- 省令に基づく有料化の対象となる袋、環境性能が認められる対象とならない袋について、現場で混乱が生じないように、有料の対象と対象外のものが一目で分かるよう識別表示など検討いただきたい。
- バイオマスプラスチックについては、配合率の認証制度があると聞いたが、マークが義務化になるのか、どのように配合率の正しさが担保されるのか等が課題になるのではないか。
- 消費者に分かりやすくするという観点で、これ以上例外を増やさない方が良いと思う。無料配布を禁止すること等でライフスタイルの変革を目的としており、バイオマス由来のもの、リユースブル、海洋生分解性のものがなぜ有料化の対象ではないのか消費者自ら考えることが、ライフスタイルの変革につながると認識。
- 海洋生分解性の買物袋については海洋に出ると分解されるため、ポイ捨てしても大丈夫な素材であると間違ったメッセージとならないよう、まずはしっかりと海洋に流出しないように丁寧な説明をしていただきたい。

#### ■有料化のあり方について

- 価格設定は事業者の自由と記載があるが、少なくとも1円以上でない今回の検討の趣旨に反するため、ガイドライン等で示してほしい。

#### ■対象となる事業者について

- 事業規模に関わらず一律対象とすることで、事業者間で不公平感がなく、消費者に混乱をきたさないため、適当である。

#### ■実施時期について

- これまでの議論の中で事業者のシステム変更、買物袋の仕様変更等への準備や国民への周知のため準備期間が必要との声があった。これらの意見を踏まえて十分な時間を確保いただき感謝したい。

#### ■フォローアップについて

- 容器包装リサイクル法の定期報告制度を活用し、また定期報告の対象外となる事業者を含めて自主的な情報発信を推奨する旨記載されているため、自主的に情報発信する機会を是非作ってほしい。
- 今後、施行状況を確認して必要に応じて見直しを行うことは重要である。

#### ■事業者への周知・国民理解の促進に向けて

- 現場で少なからず混乱が予想されるため、広報活動の徹底をお願いしたい。
- 4月から有料化を先行して取り組む事業者も実施しやすくするため、普及啓発を早めから取り組んでいただきたい。
- 全国では、県や政令指定都市の4割が協定方式で有料化を実施しており、事業者・消費者団体で地域協議会を設立している地域もあるため、国以外にも自治体、事業者、消費者団体と連携して有料化に関する理解の醸成ができるとうい。
- 小規模事業者も含めて一斉に始めることは分かりやすく良いが、何が対象で何が対象ではないのか等、制度の周知をお願いしたい。マスコミも含め環境づくりを一丸となっていくことが重要。
- 今後、円滑な制度の運用のために、分かりやすいガイドラインを策定いただきたい。
- プラスチック製買物袋の有料化義務化にあたっては、国民の皆様に十分にその趣旨や目的の理解を深めていただくことが重要。政府が国民に分かりやすく説明することをお願いしたい。

#### **お問い合わせ先**

産業技術環境局資源循環経済課

電 話 : 03-3501-4978

F A X : 03-3501-9489